

入 札 説 明 書

情報教育機器等（PC・周辺機器）賃貸借業務

岩手県立総合教育センター

入 札 説 明 書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
情報教育機器等（PC・周辺機器）賃貸借業務 1式
- (2) 調達件名の内容
「岩手県立総合教育センター情報教育機器等（PC・周辺機器）賃貸借業務仕様書」のとおり
- (3) 賃貸借期間
令和7年10月1日～令和12年3月31日（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 納入場所
岩手県立総合教育センター（花巻市北湯口第2地割82番1）

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。なお、(5)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和5・6・7年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (4)

担当者名（問い合わせ先）

ウ 調達件名

エ 提出する書類の名称

- (3) 審査書類は、岩手県立総合教育センターにおいて審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

4 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- なお、金額の訂正はすることができない。
- また、その提出した入札書の差し換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本件調達に係る入札公告に示した入札参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。再度入札において落札者がいない場合も同様にする。
- (2) 開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。7（3）により、入札場から退去させ